

新型コロナウイルス感染症に関連する 助成金の課税関係と収益計上時期

金子尚貴

税理士法人アフエックス
(商工研相談業務委嘱先)
税理士・公認会計士



Q 新型コロナウイルス感染症の対策として、国や地方公共団体から助成金が支給される場合、税務上の取り扱いと収益計上時期について教えてください。



A 新型コロナウイルスの影響で、緊急事態宣言や営業自粛要請などが行われ、事業者の事業活動は大きな影響を受けています。営業自粛要請などによって、事業活動に影響が出ている個人事業主や会社に対して、国や地方公共団体からさまざまな支援策が発表されています。

1. 助成金の種類

① 持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金などの各種助成金の給付、② 日本政策金融公庫や商工中金等の政府系金融機関、民間の金融機関による特別の融資、③ 各都道府県などの行政による協力金などが挙げ

られます。

①③の各種助成金は、前年比の一定期間、同期売上高が一定率以上減少している場合や、その他一定要件を満たしている場合に支給されるものが多く、各制度の申請期限までに必要書類を添付の上、申請する必要があります。

申請の結果、各種助成金が支給されることとなりますが、その助成金については、課税関係と収益計上時期に注意を払う必要があります。

2. 助成金の課税関係および収益計上時期について

新型コロナウイルス感染症に関連する助成金を受け取った際の課税関係については、消費税、法人税、所得税などの各税目ごとにどのような取り扱いをするのかを理解する必要があります。また、収益計上時期についても、どのタイミングで計上すべきか

を知っておく必要があります。

(1) 助成金を受け取った際の消費税の取り扱い

国や地方公共団体から受けた助成金について、消費税は不課税となります。つまり、消費税の課税対象とされる取引には該当しない取り扱いとなるため、納付すべき消費税は発生しません。

(2) 助成金を受け取った際の法人税の取り扱い

雇用調整助成金・持続化給付金・東京都等の感染拡大防止協力金・小学校休業等対応助成金・家賃支援給付金などを法人が受け取った場合、これらのコロナ関係助成金は課税の対象となります。

収益計上時期については、その助成金の内容によって計上時期が異なるので注意が必要です。法人が新型コロナウイルス感染症に関連する助成金の給付を受けた場合、その助成金が持続

化給付金や自治体による休業協力金などの一般的な助成金である場合には、給付が確定した時点で収益計上することが原則となります。具体的には、支給決定に関する通知書等に記載されている給付決定日において収益計上することになります。

これに対して、雇用調整助成金は、給付の原因となった休業などの事実が発生した年度の益金に算入することになります。

雇用調整助成金は、休業手当等の経費を補填するためのものとされており、収益費用対応の観点から給付原因となった休業等の事実のあった時点で益金計上することが求められるためです。

また、実際の入金日までの間に法人の決算日をまたぐ場合も想定されます。

事業年度終了の日において、助成金の金額が確定していない場合であっても、受け取る予定の助成金の金額を見積もり、給

付の原因となった事実が発生した年度に収益計上する必要があるります。

なお、高年齢雇用継続基本給付金や障害者雇用調整金等については、経費の補填のための助成金ではないため、一般的な助

助成金の課税関係			
名称	法人	個人事業主	内容
持続化給付金	課税 (雑収入)	課税 (事業所得・一時所得・雑所得)	法人:最大200万円、個人事業主:最大100万円 (前年同月比売上50%以上減)
感染拡大防止協力金	課税 (雑収入)	課税 (事業所得)	東京都等の休業要請に応じた業種・店舗に補助金
家賃支援給付金	課税 (雑収入)	課税 (事業所得)	法人:最大600万円、個人事業主:最大300万円 (令和2年5~12月の間の1カ月間で前年同月比売上50%以上減、または連続する3カ月の売上が前年同期比30%以上減)
雇用調整助成金	課税 (雑収入)	課税 (事業所得)	従業員へ支給した休業手当の助成金
特別定額給付金		非課税	国民1人あたり10万円を給付

成金と同様、給付決定日において益算入することになるので注意が必要です。

(3) 助成金を受け取った際の所得の取り扱い

個人や個人事業主が新型コロナウイルス感染症に関連する助成金の給付を受けた場合には、助成金の目的や根拠となる法律によって所得税の課税関係が異なるので注意が必要です。法人の場合と異なり、非課税とされるものがあります。

また、課税とされるものについては、その内容によって、事業所得・一時所得・雑所得に区分されます。

① 非課税とされるもの
 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(給付金)、特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、学資として支給される金品、学生支援緊急給付金、心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金、ひとり親世帯臨時特別給付金、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

の特例措置における割引券、東京都のベビーシッター利用支援事業における助成

② 課税とされるもの
 ⑦ 事業所得等に区分されるもの

持続化給付金(事業所得者向け)、家賃支援給付金、農林漁業者への経営継続補助金、文化芸術・スポーツ活動の継続支援、東京都の感染拡大防止協力金、雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金・支援金

① 一時所得に区分されるもの
 持続化給付金(給与所得者向け)、GOTOキャンペーン事業における給付金
 ⑨ 雑所得に区分されるもの
 持続化給付金(雑所得者向け)

② ⑦は、その助成金が、事業者の収入が減少したことに対する補償や賃金の支払いなど、事業活動の補填を目的として支給される場合に該当します。また、事業所得等の金額の計算においては、「総収入金額」から「必要経費」を差し引くこととされており、各種助成金の申請手続

きに際して発生した費用(行政書士に対する報酬料金など)は必要経費に該当します。助成金を含めた所得が赤字になる場合には、税負担は発生しません。

② ①は、事業には関連しないものの、臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時的に支給される助成金が該当します。ただし、その年の一時所得の合計額が50万円以下の場合には、所得税の課税は発生しません。

② ⑨は、事業所得等・一時所得に該当しない助成金が該当します。

一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告不要とされています。

個人事業主についての収益計上時期は法人の場合と同様の取り扱いとなっており、持続化給付金などの一般的な助成金である場合には、給付が確定した日の属する年度の収入に算入します。

一方で、雇用調整助成金については、給付の原因となった休業などの事実が発生した年度に計上する必要があります。